

日本クラウドファンディング協会 会員取扱規程

第1条 (目的)

この規程は、規約の規定に基づき、当協会の会員の入会及び退会その他の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 (入会基準及び手続)

1. 当協会の正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとする個人又は団体（法人を含む）は、別表に掲げる事項を主たる内容とし、理事会の決議を経て定める入会申込書を提出するものとする。
2. 正会員は、次の要件をいずれも満たす法人で、理事会で承認されたものとする。
 - (1) クラウドファンディング事業に携わるもの
 - (2) 正会員二名以上の推薦を得たもの
3. 準会員は、クラウドファンディング事業の発展に寄与しうる法人その他の事業体又は個人として理事会で承認されたものとする。
4. 賛助会員は、当協会の目的に賛同し、当法人所定の様式による申込みをし、理事会で承認されたものとする。
5. 第一項の入会申し込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを書面又は電磁的記録により申込者に通知するものとする。

第3条 (会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

1. 入会者は、会員の種別毎に、当協会の管理する会員名簿に登録するものとする。
2. 会員名簿に登録した事項に変更があった場合は、当該会員は、理事会が別に定めた様式により、速やかに変更後の登録事項を事務局に届け出なければならない。
3. 当協会による会員に対する通知は、会員名簿に登録された宛先のいずれかに対して行われれば足りるものとし、各通知は通常到達すべきであった時に到達したものとみなされる。
4. 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、入会申込書に示された本人の意向に従って取り扱われるものとする。

第4条 (会費)

1. 当協会の会費は、正会員、準会員及び賛助会員の別に従い、以下のとおりとする。

正会員	年 50,000 円
準会員（法人）	年 150,000 円
準会員（個人）	年 30,000 円
賛助会員	年 150,000 円

2. 会費は、毎年6月末日までに、以下の口座に銀行振込の方法により支払われるものとする。

ジャパンネット銀行 ビジネス営業部 普通口座 1382109 シャ) ニホンクラウドファンディングキョウカイ

3. 会費を2期連続で支払わない会員は、当協会を退会したものとみなす。
4. 会費を支払期限までに支払わなかったときには、支払期限の日から支払済みに至るまでの期間につき年率14.6%の割合で計算される遅延損害金を支払う。

第5条 (正会員から準会員への地位の変更)

1. 新たなクラウドファンディングの企画を相当期間立案しない正会員は、申出により又は理事会の決議により正会員の資格を喪失するものとする。
2. 前項の規定により理事会が正会員の資格の喪失につき決議する場合には、事前に正会員に通知の上、聴聞の機会を付与するものとする。
3. 第一項の規定に基づき正会員の資格を喪失した会員は、準会員の資格を有するものとする。
4. 第一項において、理事会の決議により正会員の資格を喪失させた場合には、代表理事は、当該会員に対し、正会員の資格を喪失した旨及び前項に基づき準会員の資格を有することとなった旨を書面又は電磁的記録により通知するものとする。
5. 第一項の規定に基づき正会員の資格を喪失した場合、正会員として既納の会費は返還しないものとする。この場合において、正会員の資格を喪失した年度において、準会員としての会費が支払われたものとみなす。
6. 第一項の規定に基づき正会員の資格を喪失した後は、正会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

第6条 (代理人による総会の出席及び議決への参加)

1. 規約第15条第5項に基づき、代理人による総会への出席及び議決への参加をしようとする正会員は、代理人をして、以下の事項を内容とする代理人選任届を、総会受付において提出させなければならない。
 - (1) 正会員の名称(商号を含む)
 - (2) 正会員の代表者の記名押印
 - (3) 代理人の氏名
 - (4) 代理人が正会員の役職員である場合には、その役職
 - (5) 代理人が他の正会員の総会出席者である場合には、その資格

(6) (3) の者に対し総会への出席及び議決への参加を委任する旨

2. 前項の規定に基づき総会への出席及び議決への参加をしようとする正会員の代理人は、総会受付において、以下のものを提示しなければならない。この場合において、代理人と称する者が以下のいずれかを有しない場合、又は不備がある場合には、その者の総会への出席及び議決への参加を認めないものとする。

(1) 前項の代理人選任届

(2) 身分を証するもの

第7条 (準会員及び賛助会員による総会の傍聴)

1. 代表理事は、準会員及び賛助会員に対して、総会開催日の3日前までに、審議事項を明記したうえ、総会の開催案内を書面又は電磁的記録により送付するものとする。

2. 規約第16条第4項の規定に基づき総会の傍聴を希望する準会員及び賛助会員は、あらかじめ、代表理事に対しその旨を伝え、書面又は電磁的記録により代表理事の許可を得なければならない。

3. 総会の傍聴を希望する準会員及び賛助会員は、総会受付において、以下のものを提示しなければならない。この場合において、当該準会員及び賛助会員が以下のいずれかを有しない場合、又は不備がある場合には、当該準会員の総会の傍聴を認めないものとする。

(1) 準会員の資格を証するもの

(2) 前項の代表理事の許可を受けたことを証する書面又は電磁的記録を表示した媒体

4. 前条の規定は、準会員及び賛助会員の代理人による傍聴の場合について準用する。

第8条 (理事会の傍聴)

1. 規約第22条第1項の規定に基づき理事会の傍聴を希望する者は、あらかじめ、代表理事に対しその旨を伝え、理事会の承認を得なければならない。

2. 代表理事は、理事会の傍聴を希望する会員またはその代表者に対して、理事会開催の3日前までに、目的事項を明記したうえ、理事会の開催案内を書面又は電磁的記録により送付しなければならない。

3. 理事会の傍聴人は、都度議長の承認を得て理事会において意見を述べることができるが、議決権を有しない。

第9条 (退会事由及び手続)

1. 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、当協会を退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2. 前項の規定に基づき会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

第10条 （除名）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。
 - (1) 法令又は当協会の規約若しくは規則に違反したとき又は総会若しくは理事会の決定事項若しくはこれに基づく処分に違反したとき。
 - (2) 公序良俗に反する行為をしたとき。
 - (3) 当協会の名誉又はクラウドファンディング事業の信頼を著しく毀損する行為をしたとき。
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。
2. 前項の規定により会員の除名がなされた場合、代表理事は、当該会員であった者に対してその旨を書面又は電磁的記録により通知するものとする。
3. 前条第二項の規定は、本条第一項に基づく除名の場合について準用する。

第11条 （再入会）

1. 会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めて第2条に定める入会申込書を提出しなければならない。
2. 前項の再入会申し込みに対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。
3. 前項において、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分の支払いを要するものとする。

第12条 （改廃）

本規程の改廃は、理事会決議による。

第13条 （施行期日）

本規程は、平成29年4月1日から施行する。

以上